

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月25日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	大島・針ノ木排水機場操作管理業務委託		
業務場所	大島排水機場・針ノ木排水機場		
委託期間	令和7年7月1日 ～ 令和8年3月31日 274日間		
業務概要及び条件	排水機場操作管理業務委託 一式 大島排水機場操作管理業務 一式 ・排水機場および樋門、その他付属施設の操作、点検整備 ・操作、点検整備の記録及び報告 ・排水機場の施設保全 ・施設の管理・清掃 ほか 針ノ木排水機場操作管理業務 一式 ・排水機場および樋門、その他付属施設の操作、点検整備 ・操作、点検整備の記録および報告 ・排水機場の施設保全 ・施設の管理・清掃		
予 定 価 格	¥16,783,800 (税込)	最低基準価格	¥11,748,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年5月8日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年5月28日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有(8回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・ 本件の入札参加者に必要な資格・条件は以下の通りになります。
次の①～④の全てを満たすこと。
 - ①参加資格者名簿登録
 - ②総排水能力3 t / 秒以上の排水機場操作管理業務実績（元請、過去10年以内）
 - ③危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）の配置
 - ④会社（本店・支店・営業所）から排水機場までの所要時間（30分以内）
- ・ 本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年4月25日（金）午前9時から
令和7年5月15日（木）午後5時まで
- ・ お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・ 郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・ 封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・ 入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

大島排水機場操作管理業務委託仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、大島排水機場（以下「排水機場」という。）における操作管理業務の適正な実施について、必要な事項を定める。

(業務委託の目的)

第2条 本業務は、堂ノ川流域の内水排除と山科川洪水の堂ノ川への逆流を防止し、堂ノ川の水位を下げるため、排水機場の操作及び管理を円滑に行い、災害の発生を防止することを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務の主な内容は下記のとおりとする。

- (1) 排水機場及び樋門、その他付属施設の操作、点検整備。
- (2) 操作、点検整備の記録及び報告。
- (3) 業務に必要な器具及び資材等の保管。
- (4) 排水機場の施設保全。
- (5) 施設管理者又は関係機関が行う点検整備及び検査の立会い。
- (6) 施設管理者又は関係機関が行う操作管理に必要な技術指導、講習会への参加。
- (7) 管理棟の管理・清掃

(準拠規則)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記に示す法令、基準等に準じて業務を行うこと。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法等の労働法同施行令
- (2) 河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- (3) 機械設備点検・整備共通仕様書（国土交通省）

(施設の概要)

第5条 本業務を行う施設の概要は、別紙（大島排水機場施設概要）のとおりとする。

(委託期間)

第6条 本業務の委託期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務の引継ぎ及び実施)

第7条 操作管理開始日までに各業務への立会等により、引継ぎを完了させておくものとする。引継ぎにあたっては、関係者双方誠意をもって対応するものとする。

- 2 操作管理の開始日は、令和7年7月1日からとする。
- 3 操作及び点検整備は、別に定める淀川水系山科川（堂ノ川）大島排水機操作要領、大島排水機等操作実施細目及び排水機等点検整備要領に基づき実施するものとする。
- 4 事故又は故障が生じた場合は、すみやかに宇治市担当職員（以下「担当職員」という。）に報告し、その指示を受けること。
- 5 施設保全是、排水機場全般の清掃、巡視等を行い、盗難及び災害等の予防については十分注意するとともに、特に火災については万全を期すこと。

(組織構成)

第8条 本業務において、業務担当責任者1名及び運転操作員3名以上を従事させること。

(業務担当責任者の職務)

第9条 業務担当責任者の職務は、下記のとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、運転操作員の指導監督を適切に行うこと。
- (2) 発注者との連絡を密にし、指示事項の遂行に勤めること。
- (3) 契約書、本仕様書及び現場業務内容を十分に把握し、管理業務を適正、円滑に遂行すること。
- (4) 報告書の提出等総括的な業務を行うこと。
- (5) 故障異常事態並びに緊急事態が発生したとき、又は、発生する恐れがある場合には、適切な処理を講じるとともに、すみやかに発注者に連絡し、指示を受けること。

(業務計画書)

第10条 受注者は、本業務委託契約締結後、業務開始日までに業務計画書を発注者に提出しなければならない。

2 業務計画書には、下記の内容等を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 管理方針
- (3) 管理体制表
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 運転操作員届
- (7) その他

(報告書)

第11条 受注者は、下記の報告書等の整理を1ヶ月毎に行い、翌月の7日までに発注者に提出しなければならない。

- (1) 操作管理日報
- (2) 大島排水機場操作記録簿（ゲート又はポンプ操作時に提出すること。定期点検時の運転記録も含む。）
- (3) 水位記録簿（ゲート又はポンプ操作時だけでなく水位観測時も提出すること。定期点検時の水位観測も含む。）
- (4) 大島排水機場機械器具点検表
- (5) 運転操作員出勤簿
- (6) その他必要な書類

2 受注者は、発注者より要請があった場合、水位記録及び排水運転日報等をすみやかに提出しなければならない。

(運転操作員の勤務体制)

第12条 本業務の実施時間を下記のとおり区分する。

- (1) 出水期 (7月1日～10月15日)

操作員1名が、24時間常駐（交代方法随意、深夜の仮眠含む）体制。ただ

し、機械器具点検実施時は3名体制（操作員1名含む）とする。

（2）非出水期（10月16日～3月31日）

操作員1名が平日昼間（8：30～17：00）勤務。なお、平日とは、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とする。ただし、機械器具点検実施時は3名体制（操作員1名含む）とする。

また、国管理運転（10月、12月、2月に実施）及び操作員管理運転（10月16日から3月31日まで月1回実施で合計6回）のための水溜期間（管理運転実施日の前日から管理運転実施日までの期間）は操作員1名が24時間常駐（交代方法随意、深夜の仮眠含む）するものとする。

（緊急時の配備体制）

第13条 操作要領第8条における洪水警戒体制となった場合は、状況に応じ、緊急態勢を整えておくとともに、人員の確保等を行っておくこと。

- 2 風水害時（警報・特別警報の発令、台風、局部的豪雨等）において、排水機場の状況に応じて増員配備の必要が生じた場合、すみやかに行うとともに発注者へ報告すること。
- 3 発注者から非常時の呼出しや緊急配備の要請には、すみやかにその指示に従わなければならない。
- 4 受注者は、発注者より排水機場への要請があった場合、その要請より30分以内に受注者の1名以上の者が現地状況を確認し、操作が可能な者を手配すること。かつ、その要請より60分以内に排水機場の操作ができる配備体制を整えること。

（賠償責任保険の加入）

第14条 受注者は、業務遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」に加入すること。また、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを業務着手日までに発注者に提出しなければならない。なお、保険金額・保険内容は、業務の内容等により受注者が定めるものとする。

（支払方法）

第15条 支払いについては、一月毎に支払うものとする。なお、円未満の端数については、

最終支払い時に調整するものとする。

- 2 緊急時、洪水警戒体制時等に要した費用については、別途協議するものとする。

(疑義事項等)

第16条 この仕様書に定める事項についての疑義及び業務遂行にあたり、不明瞭な事項及び本仕様書で明記されていない事項については、協議の上、定めるものとする。

<別紙> 大島排水機場施設概要

○ 施設の概要

大島排水機場は、山科川流域の内水排除と本川洪水の逆流防止を行うために設置された排水機場である。

○ 大島排水機場諸元

所在地	京都市伏見区桃山町大島地先
放流先	一級河川 山科川
排水ポンプ設備	3.0 m ³ /sec 2基
制水ゲート設備	鋼製ローラゲート 2門
吐出槽ゲート設備	鋼製ローラゲート 1門
除塵設備	1式
排水機場内の各建屋	1式
上記各施設、設備に付属する諸設備、その他必要な設備	1式

淀川水系山科川
大島排水機場操作要領

平成25年12月

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所

淀川水系山科川（堂ノ川）大島排水機操作要領

目 次

第1章	総 則	(第1条～第2条)
第2章	排水機の操作の方法	(第3条～第7条)
第3章	洪水警戒体制	(第8条～第10条)
第4章	雑 則	(第11条～第13条)
附 則		

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系山科川（堂ノ川）大島排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 機場の操作は山科川(堂ノ川)流域の内水排除と山科川洪水の逆流を防止し併せて水位を下げることを目的とする。

第 2 章 排水機の操作の方法

(洪水時における操作の方法)

第3条 淀川河川事務所長（以下、「所長」という。）は、大島樋門の外水位水位計の水位（以下「山科川水位」という）が、OP+13.5メートルに達するおそれがあるときは、次の各号により機場を操作するものとする。

- 一 山科川水位がOP+13.0メートルに達するまでには、吐出水槽ゲートを全開しておくこと。
- 二 山科川水位がOP+13.0メートルに達し、かつ山科川から堂ノ川への逆流が始まるときは、吐出水槽ゲートを全閉すること。
- 三 前号の場合において、大島排水機場内水位がOP+13.0メートルを超え、なお上昇することが予想されるときは、機場のポンプを運転すること。
- 四 堂ノ川の水位を、あらかじめ下げておく必要があるときは、前第一号から第三号までの規定にかかわらず、機場の操作をすることができる。

五 機場のポンプを運転している場合において、山科川水位がOP+17.1メートルを越え、さらに上昇するおそれのあるときは、機場のポンプの運転を停止し、制水ゲートを全閉すること。

六 前号により機場のポンプを停止している場合において、山科川水位がOP+17.1メートル以下となったときは、制水ゲートを全開し、機場のポンプの運転を再開すること。

七 前二号により機場のポンプを運転している場合において、大島排水機場内水位がOP+12.0メートル以下、又は山科川水位が13.0メートル以下となったときは機場のポンプを停止すること。

八 吐出水槽ゲートを全開し、かつ、機場のポンプを停止している場合において、大島排水機場内水位が山科川水位より高くなったときは、吐出水槽ゲートを全開すること。

九 前二号の場合において、再び山科川から堂川への逆流が始まる時点では前各号により操作を行うこと。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、平常時は吐出水槽ゲートを全開しておくこと。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他止むを得ない事情があるときは、第3条、第4条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができる。

2. 制水ゲートは、前項及び第3条第1項第五号により操作するとき以外は常に全開しておくものとする。

(通知及び報告)

第6条 所長は、第3条、第4条に規定する操作を開始し、又、終了したときはすみやかに関係各機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称及び開度
- 四 操作の際に行なった通知及び警告の状況
- 五 前条に該当するときは操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第 8 条 次の各号の一に該当するときは、ただちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 淀川河川事務所災害対策本部から宇治川流域についての準備警戒体制が発令されたとき。
- 二 京都地方气象台から京都府南部を対象とする大雨又は洪水に関する注意報が発令されたとき。
- 三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において機場を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 機場及び機場を操作するために必要な機械器具等の点検（予備動力設備の試運転を含む）及び整備を行なうこと。
- 三 機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他機場の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 所長は、洪水警戒体制は、洪水が終ったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

第 4 章 雑 則

(点検及び整備)

第 11 条 所長は、機場及び機場を操作するため必要な機械器具等については出水期（毎年 5 月から 10 月まで）においては月 2 回以上、その他の時期においては月 1 回以上別に定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作の記録及び報告)

第 12 条 所長は、機場の操作に関する事項については、別に定めるところにより日報及び月報を作製し、これらを保存しておくものとする。

2. 前項の月報は翌月の 10 日までに所長あてに報告するものとする。ただし、第 5 条第 1 項の規定による操作を行なったときはただちに報告しなければならない。

(操作要領の委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、
所長の定めるところによる。

附 則

この操作要領は、平成25年12月18日から施行する。

大島排水機等操作実施細目

(通 則)

第 1 条 大島排水機等の操作については、淀川水系山科川（堂ノ川）大島排水機操作要領（以下「要領」という）に定めるもののほか、この細目の定めるところによる。

(洪水時における操作の方法)

第 2 条 大島樋門の直下流の山科川の水位がOP+13メートル以上であるときは、要領第3条第1項の各号により操作を行なうものとする。

(操作の方法の特例)

第 3 条 要領第5条に規定する操作は、次の各号に該当する場合とする。

1. 点検整備、検査のため操作を行なうとき。
2. 事故その他やむを得ないとき。

(通知及び報告)

第 4 条 要領第6条及び第7条から第9条に規定する通知及び報告を行なう場合は、別記連絡系統図により行なうものとする。

(操作に関する記録)

第 5 条 要領第6条に規定する記録は、別記様式-1とするものとする。

(点検及び整備)

第 6 条 要領第11条に規定する点検整備は、別に定める点検整備要領により行うものとする。

(附 則)

この細目は、昭和52年 4月 1日から適用する。

排水機等点検整備要領

(目 的)

第1条 この要領は、排水機等のもつ機能を十分発揮させるよう、排水機及び排水機等を操作するため必要な機械器具等について、点検整備を行うことを目的とする。

(点検整備)

第2条 点検整備は、出水期は月2回以上、非出水期は月1回以上行うものとする。

(内 容)

第3条 点検整備内容は次に掲げるものとする。

1. 制水ゲート

イ. 開閉状況 ロ. 水密状況 ハ. 塗装状況 ニ. 戸当り状況
ホ. 給油脂 ヘ. 巻上装置 ト. 操作装置

2. 吐水槽ゲート

イ. 開閉状況 ロ. 水密状況 ハ. 塗装状況 ニ. 戸当り状況
ホ. 給油脂 ヘ. 巻上装置 ト. 操作装置

3. 重油機関

イ. 運転状況 ロ. 燃料系統 ハ. 潤滑油系統 ニ. 吸排気系統
ホ. 冷却系統 ヘ. 始動系統 ト. 操作系統

4. 減速機

イ. 作動状況 ロ. 潤滑油系統 ハ. 冷却系統

5. 主排水ポンプ

イ. 運転状況 ロ. 軸受部

6. スクリーン

イ. 除塵機運転状況 ロ. ゴミ等集積状況

7. 補機類その他

- イ. 燃料供給装置 ロ. 冷却水供給装置 ハ. 真空装置
- ニ. 吐出制水弁 ホ. 場内排水装置
- ヘ. 天井走行クレーン ト. 予備電源装置

8. 付属設備

- イ. 管理橋の状況 ロ. 上下流の取付護岸及び河床の状況
- ハ. 階段等の状況 ニ. 観測施設の状況 ホ. 上屋の状況

9. 操作に必要な機械器具の注油及び分解掃除

10. その他必要な箇所の点検整備

(報告)

第4条 点検整備を行った結果、施設に異常が認められたもの又は修繕を要するものについては、ただちに淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に報告するものとする。

(点検整備の記録)

第5条 点検整備を行った時は、点検表（別記点一様式一1）にその結果を記載し、事務所長に報告するものとする。

(記録の保存)

第6条 事務所長は点検整備の記録を整備し、これを保存するものとする。

(雑則)

第7条 事務所長は、この要領を施工するため必要がある事項は事務所長が定める。

操作月日	令和	年	月	日～令和	年	月	日	操作責任者氏名	印	操作員氏名
------	----	---	---	------	---	---	---	---------	---	-------

[illegible][illegible]

様式-2

水位記録簿 (操作員記入)

出 張 所		受託担当者

施 設 名 大島排水機場

操 作 員 氏 名 (観 測 員)	
----------------------	--

	水 位(月 日)				水 位(月 日)				水 位(月 日)			
	正 時		3 0 分		正 時		3 0 分		正 時		3 0 分	
	吐 口 (外水位)	吞 口 (内水位)	吐 口 (外水位)	吞 口 (内水位)	吐 口 (外水位)	吞 口 (内水位)	吐 口 (外水位)	吞 口 (内水位)	吐 口 (外水位)	吞 口 (内水位)	吐 口 (外水位)	吞 口 (内水位)
	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
0												
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
備 考												

出張所		受託担当

大島排水機場機械器具点検表

点検年月日 令和 年 月 日 点検者氏名

記入印 ○ : 異常なし × : 不良不調 A : 調整修理

1. 主機関

機 台 番 号	1号	2号
運 轉 状 況		
燃 料 系 統		
油 滑 油 系 統		
吸 排 気 系 統		
冷 却 系 統		
始 動 系 統		
機 側 操 作 盤		

4. 補機類 ・ その他

点検内容	
燃料供給装置	
冷却水供給装置	
真空装置	
吐出制水弁	
場内排水装置	
天井走行クレーン	
除塵設備	
中央操作盤	
予備電源装置	

6. 制水ゲート

点検内容	1号	2号
開 閉 状 況		
水 密 状 況		
塗 装 の 状 況		
戸 当 り 状 況		
給 油 脂		
機 側 操 作 盤		
操 作 装 置		

2. 減速機

点検内容	1号	2号
作 動 状 況		
潤 滑 油 系 統		
冷 却 系 統		

5. 付属施設 ・ その他

[illegible]

7. 吐出ゲート

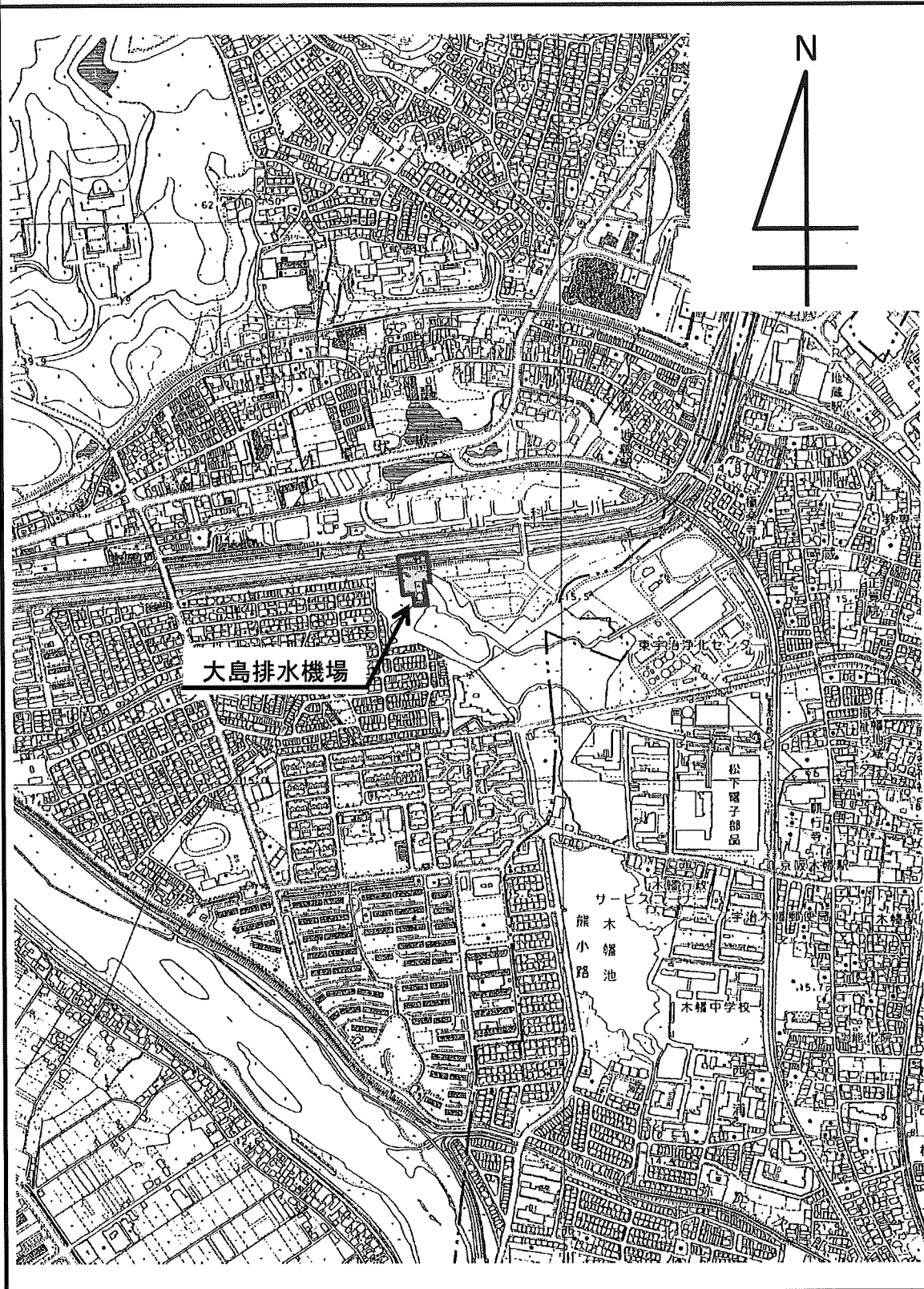
[illegible]

3. 主排水ポンプ

点検内容	1号	2号
運 転 状 況		
軸受部給油脂		

記事

大島排水機場位置図



針ノ木排水機場操作管理業務委託仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、針ノ木排水機場（以下「排水機場」という。）における操作管理業務の適正な実施について、必要な事項を定める。

（業務委託の目的）

第2条 本業務は、岡本川流域の内水排除と宇治川洪水の岡本川への逆流を防止し、岡本川の水位を下げるため、排水機場の操作及び管理を円滑に行い、災害の発生を防止することを目的とする。

（業務内容）

第3条 本業務の主な内容は下記のとおりとする。

- （１）排水機場及び樋門、その他附属施設の操作、点検整備。
- （２）操作、点検整備の記録及び報告。
- （３）業務に必要な器具及び資材等の保管。
- （４）排水機場の施設保全。
- （５）施設管理者又は関係機関が行う点検整備及び検査の立会い。
- （６）施設管理者又は関係機関が行う操作管理に必要な技術指導、講習会への参加。
- （７）管理棟の管理・清掃

（準拠規則）

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記に示す法令、基準等に準じて業務を行うこと。

- （１）労働基準法、労働安全衛生法等の労働法同施行令
- （２）河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- （３）機械設備点検・整備共通仕様書（国土交通省）

（施設の概要）

第5条 本業務を行う施設の概要は、別紙（針ノ木排水機場施設概要）のとおりとする。

(委託期間)

第6条 本業務の委託期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務の引継ぎ及び実施)

第7条 操作管理開始日までに各業務への立会等により、引継ぎを完了させておくものとする。引継ぎにあたっては、関係者双方誠意をもって対応するものとする。

- 2 操作管理の開始日は、令和7年7月1日からとする。
- 3 操作及び点検整備は、別に定める淀川水系宇治川（岡本川）針ノ木排水機操作要領、淀川水系宇治川（岡本川）針ノ木排水機等操作実施細目及び排水機等点検整備要領に基づき実施するものとする。
- 4 事故又は故障が生じた場合は、すみやかに宇治市担当職員（以下「担当職員」という。）に報告し、その指示を受けること。
- 5 施設保全是、排水機場全般の清掃、巡視等を行い、盗難及び災害等の予防については十分注意するとともに、特に火災については万全を期すこと。

(組織構成)

第8条 本業務において、業務担当責任者1名及び運転操作員3名以上を従事させること。

(業務担当責任者の職務)

第9条 業務担当責任者の職務は、下記のとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、運転操作員の指導監督を適切に行うこと。
- (2) 発注者との連絡を密にし、指示事項の遂行に勤めること。
- (3) 契約書、本仕様書及び現場業務内容を十分に把握し、管理業務を適正、円滑に遂行すること。
- (4) 報告書の提出等総括的な業務を行うこと。
- (5) 故障異常事態並びに緊急事態が発生したとき、又は、発生する恐れがある場合には、適切な処理を講じるとともに、すみやかに発注者に連絡し、指示を受けること。

(業務計画書)

第10条 受注者は、本業務委託契約締結後、業務開始日までに業務計画書を発注者に提出しなければならない。

2 業務計画書には、下記の内容等を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 管理方針
- (3) 管理体制表
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 運転操作員届
- (7) その他

(報告書)

第11条 受注者は、下記の報告書等の整理を1ヶ月毎に行い、翌月の7日までに発注者に提出しなければならない。

- (1) 操作管理日報
- (2) 針ノ木排水機場操作記録簿(ゲート又はポンプ操作時に提出すること。定期点検時の運転記録も含む。)
- (3) 水位記録簿(ゲート又はポンプ操作時だけでなく水位観測時も提出すること。定期点検時の水位観測も含む。)
- (4) 針ノ木排水機場機械器具点検表、針ノ木排水機場巡視点検表
- (5) 運転操作員出勤簿
- (6) その他必要な書類

2 受注者は、発注者より要請があった場合、水位記録及び排水運転日報等をすみやかに提出しなければならない。

(運転操作員の勤務体制)

第12条 本業務の実施時間を下記のとおり区分する。

- (1) 7月1日～10月15日(出水期)

操作員1名が、24時間常駐(交代方法随意、深夜の仮眠含む)体制。ただし、

機械器具点検実施時は3名体制とする。

(2) 10月16日～11月30日（非出水期）

操作員1名が、平日昼間（8：30～17：00）勤務。なお、平日とは、土曜、日曜、祝日を除く日とする。ただし、機械器具点検実施時は3名体制とする。

また、管理運転（10月に実施）のための水溜期間（管理運転実施日の3日前から管理運転実施日までの期間）は操作員1名が24時間常駐（交代方法随意、深夜の仮眠含む）するものとする。

(3) 12月1日～3月31日（非出水期）

操作員2名が平日毎週1回（下記記載の管理運転を行う週と年末年始の週を除く。）の昼間（8：30～17：00）において巡視を行う。ただし、機械器具点検実施時は3名体制とする。

管理運転（12月、2月に実施）のための水溜期間（管理運転実施日の3日前から管理運転実施日までの期間）は操作員1名が24時間常駐（交代方法随意、深夜の仮眠含む）するものとする。

（緊急時の配備体制）

第13条 操作要領第8条における洪水警戒体制となった場合は、状況に応じ、緊急態勢を整えておくとともに、人員の確保等を行っておくこと。

- 2 風水害時（警報・特別警報の発令、台風、局地的豪雨等）において、排水機場の状況に応じて増員配備の必要が生じた場合、すみやかに行うとともに、発注者へ報告を行うこと。
- 3 発注者から非常時の呼出しや緊急配備の要請には、すみやかにその指示に従わなければならない。
- 4 受注者は、発注者より排水機場への要請があった場合、その要請より30分以内に受注者の1名以上の者が現地状況を確認し、操作が可能な者を手配すること。かつ、その要請より60分以内に排水機場の操作ができる配備体制を整えること。

（賠償責任保険の加入）

第14条 受注者は、業務遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」に加入すること。また、保険証書等の加入が確認

できる書面の写しを業務着手日までに発注者に提出しなければならない。なお、保険金額・保険内容は、業務の内容等により受注者が定めるものとする。

（支払方法）

第15条 支払いについては、一月毎に支払うものとする。なお、円未満の端数については、最終支払い時に調整するものとする。

2 緊急時、洪水警戒体制時等に要した費用については、別途協議するものとする。

（疑義事項等）

第16条 この仕様書に定める事項についての疑義及び業務遂行にあたり、不明瞭な事項及び本仕様書で明記されていない事項については、協議の上、定めるものとする。

<別紙> 針ノ木排水機場施設概要

○ 施設の概要

針ノ木排水機場は、岡本川流域の内水排除と本川洪水の逆流防止を行うために設置された排水機場である。

○ 針ノ木排水機場諸元

所在地	京都府宇治市五ヶ庄針ノ木原地先
放流先	一級河川 宇治川
排水ポンプ設備	3. 0 m ³ /sec 1基 0. 9 m ³ /sec 1基
制水ゲート設備	鋼製ローラゲート 1門
吐出槽ゲート設備	鋼製ローラゲート 1門
除塵設備	1式
排水機場内の各建屋	1式
上記各施設、設備に付属する諸設備、その他必要な設備	1式

淀川水系宇治川
針ノ木排水機場操作要領

平成25年12月

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所

淀川水系宇治川（岡本川）針ノ木排水機操作要領

目 次

第1章	総 則	(第1条～第2条)
第2章	排水機の方法	(第3条～第7条)
第3章	洪水警戒体制	(第8条～第10条)
第4章	雑 則	(第11条～第13条)
附 則		

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系宇治川（岡本川）針ノ木排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 機場の操作は宇治川（岡本川）流域の内水排除と宇治川洪水の逆流を防止し併せて水位を下げることを目的とする。

第 2 章 排水機の方法

(洪水時における操作の方法)

第3条 淀川河川事務所長（以下、「所長」という。）は、針ノ木樋門の外水位水位計の水位（以下「宇治川水位」という）がOP+14.0メートルに達するおそれがあるときは、次の各号により機場を操作するものとする。

- 一 宇治川水位がOP+13.5メートルに達するまでには吐出水槽ゲートを全開しておくこと。
- 二 宇治川水位がOP+13.5メートルに達し、かつ宇治川から岡本川への逆流が始まるときは、吐出水槽ゲートを全閉すること。
- 三 前号の場合において、針ノ木排水機場内水位がOP+13.5メートルを超え、なお上昇することが予想されるときは、機場のポンプを運転すること。
- 四 岡本川の水位を、あらかじめ下げておく必要があるときは、前第一号から第三号までの規定にかかわらず、機場の操作をすることができる。
- 五 機場のポンプを運転している場合において、宇治川水位がOP +17.5メートルを越え、さらに上昇するおそれのあるときは、機場のポンプの運転を停止し、制水ゲー

トを全閉すること。

六 前号により機場のポンプを停止している場合において、宇治川水位が OP +17.5 メートル以下となったときは、制水ゲートを全開し、機場のポンプの運転を再開すること。

七 前二号により機場のポンプを運転している場合において、針ノ木排水機場内水位が OP + 12.5 メートル以下又は宇治川水位が 13.5 メートル以下となったときは機場のポンプを停止すること。

八 吐出水槽ゲートを全閉し、かつ、機場のポンプを停止している場合において、針ノ木排水機場内水位が宇治川水位より高くなったときは、吐出水槽ゲートを全開すること。

九 第二号の場合において、再び宇治川から岡本川への逆流が始まる時点では前各号により操作を行うこと。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、平常時は吐出水槽ゲートを全開しておくこと。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他止むを得ない事情があるときは、第3条、第4条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができる。

2. 制水ゲートは、前項及び第3条第1項第五号により操作するとき以外は常に全開しておくものとする。

(通知及び報告)

第6条 所長は、第3条、第4条に規定する操作を開始し、又、終了したときはすみやかに関係各機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称及び開度
- 四 操作の際に行なった通知及び警告の状況
- 五 前条に該当するときは操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 次の各号の一に該当するときは、ただちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 淀川河川事務所災害対策本部から宇治川流域についての準備警戒体制が発令されたとき。
- 二 京都地方気象台から京都府南部を対象とする大雨又は洪水に関する注意報が発令されたとき。
- 三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において機場を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 機場及び機場を操作するために必要な機械器具等の点検（予備動力設備の試運転を含む）及び整備を行なうこと。
- 三 機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他樋門の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水警戒体制は、洪水が終ったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

第 4 章 雑 則

(点検及び整備)

第11条 所長は、機場及び機場を操作するため必要な機械器具等については出水期（5月から10月まで）においては月2回以上、その他の時期においては月1回以上別に定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作の記録及び報告)

第12条 所長は、機場の操作に関する事項については、別に定めるところにより日報及び月報を作製し、これらを保存しておくものとする。

2. 前項の月報は翌月の10日までに所長あてに報告するものとする。ただし、第5条第1項の規定による操作を行なったときはただちに報告しなければならない。

(操作要領の委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、

所長の定めるところによる。

附 則

この操作要領は、平成２５年１２月１８日から施行する。

淀川水系宇治川（岡本川）針ノ木排水機等操作実施細目

（通 則）

第 1 条 針ノ木排水機等の操作については、淀川水系宇治川（岡本川）針ノ木排水機操作要領（以下「要領」という）に定めるもののほか、この細目の定めるところによる。

（洪水時における操作の方法）

第 2 条 針ノ木樋門の直下流の宇治川の水位がOP+13.5メートル以上であるときは、要領第3条第1項の各号により操作を行なうものとする。

（操作の方法の特例）

第 3 条 要領第5条に規定する操作は、次の各号に該当する場合とする。

1. 点検整備、検査のため操作を行なうとき。
2. 事故その他やむを得ないとき。

（通知及び報告）

第 4 条 要領第6条及び第7条から第9条に規定する通知及び報告を行なう場合は、別記連絡系統図により行なうものとする。

（操作に関する記録）

第 5 条 要領第6条に規定する記録は、別記様式－1とするものとする。

（点検及び整備）

第 6 条 要領第11条に規定する点検整備は、別に定める点検整備要領により行なうものとする。

（附 則）

この細目は、昭和52年 5月 1日から適用する。

排水機等点検整備要領

(目的)

第1条 この要領は、排水機等のもつ機能を十分発揮させるよう、排水機及び排水機等を操作するため必要な機械器具等について、点検整備を行うことを目的とする。

(点検整備)

第2条 点検整備は、出水期は月2回以上、非出水期は月1回以上行うものとする。

(内容)

第3条 点検整備内容は次に掲げるものとする。

1. 制水ゲート

イ. 開閉状況 ロ. 水密状況 ハ. 塗装状況 ニ. 戸当り状況
ホ. 給油脂 ヘ. 巻上装置 ト. 操作装置

2. 吐水槽ゲート

イ. 開閉状況 ロ. 水密状況 ハ. 塗装状況 ニ. 戸当り状況
ホ. 給油脂 ヘ. 巻上装置 ト. 操作装置

3. 重油機関

イ. 運転状況 ロ. 燃料系統 ハ. 潤滑油系統 ニ. 吸排気系統
ホ. 冷却系統 ヘ. 始動系統 ト. 操作系統

4. 減速機

イ. 作動状況 ロ. 潤滑油系統 ハ. 冷却系統

5. 主排水ポンプ

イ. 運転状況 ロ. 軸受部

6. スクリーン

イ. 除塵機運転状況 ロ. ゴミ等集積状況

7. 補機類その他

- イ. 燃料供給装置 ロ. 冷却水供給装置 ハ. 真空装置
- ニ. 吐出制水弁 ホ. 場内排水装置
- ヘ. 天井走行クレーン ト. 予備電源装置

8. 付属設備

- イ. 管理橋の状況 ロ. 上下流の取付護岸及び河床の状況
- ハ. 階段等の状況 ニ. 観測施設の状況 ホ. 上屋の状況

9. 操作に必要な機械器具の注油及び分解掃除

10. その他必要な箇所の点検整備

(報告)

第4条 点検整備を行った結果、施設に異常が認められたもの又は修繕を要するものについては、ただちに淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に報告するものとする。

(点検整備の記録)

第5条 点検整備を行った時は、点検表（別記点一様式一1）にその結果を記載し、事務所長に報告するものとする。

(記録の保存)

第6条 事務所長は点検整備の記録を整備し、これを保存するものとする。

(雑則)

第7条 事務所長は、この要領を施工するため必要がある事項は事務所長が定める。

様式-2

水位記録簿 (操作員記入)

出張所		受託担当者

施 設 名 針ノ木排水機場

操 作 員 氏 名 (観 測 員)	
----------------------	--

	水 位(月 日)				水 位(月 日)				水 位(月 日)			
	正 時		3 0 分		正 時		3 0 分		正 時		3 0 分	
	吐 口 (外水位) m	吞 口 (内水位) m	吐 口 (外水位) m	吞 口 (内水位) m	吐 口 (外水位) m	吞 口 (内水位) m	吐 口 (外水位) m	吞 口 (内水位) m	吐 口 (外水位) m	吞 口 (内水位) m	吐 口 (外水位) m	吞 口 (内水位) m
0												
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
備 考												

出張所		受託担当

針ノ木排水機場機械器具点検表

点検年月日 令和 年 月 日 点検者氏名

記入印 ○：異常なし ×：不良不調 A：調整修理

1. 主機関

号機	1号	2号
点検内容		
運 転 状 況		
燃 料 系 統		
油 滑 油 系 統		
吸 排 気 系 統		
冷 却 系 統		
始 動 系 統		
機 側 操 作 盤		

4. 補機類・その他

点検内容	
燃 料 供 給 装 置	
冷 却 水 供 給 装 置	
真 空 装 置	
吐 出 制 水 弁	
場 内 排 水 装 置	
天 井 走 行 ク レ ー ン	
除 塵 設 備	
中 央 操 作 盤	
予 備 電 源 装 置	

6. 制水ゲート

号機	1号	2号
点検内容		
開 閉 状 況		
水 密 状 況		
塗 装 の 状 況		
戸 当 り 状 況		
給 油 脂		
機 側 操 作 盤		
操 作 装 置		

2. 減速機

号機	1号	2号
点検内容		
作 動 状 況		
潤 滑 油 系 統		
冷 却 系 統		

5. 付属施設・その他

点検内容	
管 理 橋 の 状 況	
上・下流の取付護岸及び河床の状況	
階 段 等 の 状 況	
観 測 施 設 の 状 況	
建 屋 の 状 況	
ス ク リ ー ン 位 置 状 況	
ゴミ堆積状況	
燃 料 残	Q

7. 吐出ゲート

号機	1号	2号
点検内容		
開 閉 状 況		
水 密 状 況		
塗 装 の 状 況		
戸 当 り 状 況		
給 油 脂		
開 閉 装 置		
機 側 操 作 盤		

3. 主排水ポンプ

号機	1号	2号
点検内容		
運 転 状 況		
軸 受 部 給 油 脂		

記 事

出張所		受託担当者

針ノ木排水機場巡視点検表

巡視点検年月日 令和 年 月 日 点検者氏名

記入印 ○：異常なし ×：外観不良 A：調整修繕

1. 主機関(電動機)

号機	1				
巡視点検					
運 転 状 況					
燃 料 系 統					
潤 滑 油 系 統					
吸 排 気 系 統					
冷 却 系 統					
始 動 系 統					
機 側 操 作 盤					
電 動 機 系 統					

4. 補機類・その他

巡視点検	
燃 料 供 給 装 置	
冷 却 水 供 給 装 置	
真 空 装 置	
吐 出 制 水 弁	
場 内 排 水 装 置	
天 井 走 行 ク レ ー ン	
除 塵 設 備	
中 央 操 作 盤	
予 備 電 源 装 置	

6. 制水ゲート

号機	1	2		
巡視点検				
開 閉 状 況				
水 密 状 況				
塗 装 の 状 況				
戸 当 り 状 況				
給 油 脂				
機 側 操 作 盤				
操 作 装 置				

2. 減速機

号機	1				
巡視点検					
作 動 状 況					
潤 滑 油 系 統					
冷 却 系 統					

5. 付属施設・その他

巡視点検	
管 理 橋 の 状 況	
上・下流の取付護岸及び河床の状況	
階 段 等 の 状 況	
観 測 施 設 の 状 況	
建 屋 の 状 況	
スクリーン位置状況	
ゴミ堆積状況	
ゲート管理橋施錠状況	
建屋(ポンプ棟)施錠状況	

7. 吐出ゲート

号機	1	2		
巡視点検				
開 閉 状 況				
水 密 状 況				
塗 装 の 状 況				
戸 当 り 状 況				
給 油 脂				
開 閉 装 置				
機 側 操 作 盤				

3. 主排水ポンプ

号機	1	2			
巡視点検					
運 転 状 況					
軸受部給油脂					

記 事

針ノ木排水機場位置図

